

検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領

I 目的

検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれのある航空機、船舶及びその乗員、乗客の発見時等、各種の事態に適切に対応し、国内における検疫感染症の侵入及びまん延防止が図れるように、関係法令等の理解の促進、人員配置、資材、施設の整備、関係方面との協調連絡等の方策を確立し、緊急時に即応しうる体制の確保と検疫所における整合性のとれた措置実施の実現を目的とする。

II 平時の危機管理体制

1. 平時の質問、診察、検査等

主として検疫感染症のわが国への散発的な侵入を想定した防止対策を行う。特に、検疫感染症の流行地の指定を受けた国や地域(以下、「流行地域」という。)からの入国者に対し、厚生労働省(以下、「本省」という。)からの通知に従い質問票、サーモグラフィーによる体温の確認及び、目視による健康状態の観察を実施し、発見された有症者等については医師による診察、検査を行い、検疫感染症患者の発見に努める。

また、検疫感染症の流行地域以外からの入国者であっても、何らかの検疫感染症患者に近似の症状を訴える入国者については、必要に応じ、健康相談室等で医師による診察等を行う等の適切な対応に努める。

検疫感染症が疑われる場合には、IVの業務を実施する。

2. 感染症情報の収集、評価及び提供

(1) 情報の収集

世界保健機関(WHO)、米国疾病対策予防センター(CDC)等の国際機関等並びに国立感染症研究所等の国内の専門機関等及びインターネットによる各種情報等を利用し、海外の感染症発生状況(感染症名、発生地域、患者数、死者数等)やその動向、防疫対策等に関する情報の収集に努める。

(2) 情報の分析・評価

(1)の他、独自に入手した検疫感染症等の情報についてはその真否を、他の情報と併せて評価、確認する。確認できた検疫感染症等の情報については、本省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室(以下、「検疫所業務管理室」という。)を經由して本省健康局結核感染症課(以下、「結核感染症課」という。)へ報告し、その流行の規模や動向を分析すると共に我が国への影響を評価、予測する。

(3) 情報の提供

1) インターネットを通じた情報提供

FORTH(海外渡航者のための感染症情報)、各検疫所のホームページ等により公開する。また、国立感染症研究所感染症情報センター等と情報の共有を図る。

2) その他の情報提供

ポスター、リーフレット等の作成・配布、健康相談室、電話による健康相談において

情報提供する。

3. 連絡網の整備及び確認

健康危機発生時において円滑な対応が可能となるように、以下の、関係機関との連絡体制の整備、所内の指揮命令系統及び連絡体制の整備等に努めること。

(1) 検疫所業務管理室との連絡体制

(2) 所内の指揮命令系統

(3) 他の検疫所との連絡体制

(4) 海港・空港関係官署(港湾事務所、空港事務所、税関、入国管理局等)、海上保安庁、消防、警察、空港管理機関等との連絡体制

(5) 地方自治体との連絡体制

(6) 感染症指定医療機関との連絡体制

(7) 国立感染症研究所との連絡体制

4. 措置に係る機材等の整備及び管理

措置に必要となる機材、医薬品(別紙参照)等を整備するとともに、それらを管理する体制を整備し、定期的に点検を実施する。

5. 患者輸送体制の整備

一類感染症患者の隔離や、その病原体に感染したおそれのある者の停留のための搬送は、搬送専用車両または適切な感染防止対策を講じた車両等を使用すること。

また、関係機関とは予め、連絡体制、役割分担、搬送方法、その他有症者への措置等について取り決めをしておくこと。

6. 措置訓練の実施

各検疫所においては、本要領に基づき「検疫感染症患者発見時等の危機管理措置要領」を策定するとともに、有症者に対する措置の習熟及び危機管理措置要領の検証のため、措置訓練を定期的の実施し、問題が生じた場合には必要に応じ、改善を図ること。

Ⅲ 有事の危機管理体制

1. 特別検疫態勢の実施

一類感染症やその他国民の健康に重大な被害を及ぼす感染症が、海外で発生し、我が国に侵入するおそれが高く、対策を講じる必要があると判断された場合には、結核感染症課から検疫所業務管理室を通じ、各検疫所に通知されることとなる。その場合、各検疫所においては、特別検疫態勢を執る。

また、地域的な流行が終息し、国内への影響がないと判断された場合には、速やかに解除することとする。

2. 特別検疫態勢時における検疫

特別検疫態勢時に船舶、航空機からの事前通報、あるいは検疫時において、重大な

検疫感染症等の侵入が疑われる場合には、速やかにⅢ3. に規定する対策本部を設置する。

特別検疫態勢下における検疫は、航空機の場合、原則、機内又は機側、船舶の場合は臨船(着岸)検疫とする。また、到着前に航空会社及び船舶代理店を通じて当該航空機又は船舶に対し、特別検疫態勢下において検疫を実施している旨の連絡を行い、必要な検疫手続きを指示する。海外渡航者に対しては、ホームページや電話相談等を利用し、また、出国前に電光掲示板、ポスター等により、海外での感染症の流行発生状況に関する情報提供を行い、注意喚起する。

検疫の際には、質問票、サーモグラフィーによる体温の確認及び目視による健康状態の観察を実施し、健康状態に異状のある者に対しては、検疫官(医師)による診察を実施する。

検疫感染症等が疑われる場合には、下記、Ⅳ、Ⅴの事務を実施することとする。

3. 対策本部

(1) 対策本部の設置

重大な検疫感染症等の侵入の危機が発生した場合で、迅速・的確な緊急対応を行うための情報の集約、整理、分析、対応方針の決定、現場への指示、所外への報告、関係機関との連絡調整等を行う中核となる組織を設置する。

(2) 対策本部の機能

対策本部は指揮命令系統を明確にし、次の機能を有する。

- ①情報の集約、整理、分析
- ②厚生労働省本省への報告、支援要請等の判断
- ③危機管理時における検疫対策等の検討、決定
- ④関係機関との連絡調整
- ⑤広報、報道対応
- ⑥記録の作成

(3) 対策本部の解散

当該感染症に係る特別検疫態勢が解除された時点で解散する。

Ⅳ 検疫及び措置

一類感染症その他の重大な感染症侵入の危機が発生した場合には、航空機の場合は機内又は機側検疫、船舶の場合は臨船(着岸)検疫を実施する。

1. 目的

- (1) 患者の特定と隔離先(停留先)への搬送。必要に応じて患者からの検体採取
- (2) 濃厚接触者の特定や同乗者の感染の有無の確認
- (3) 必要に応じて停留や健康監視の指示
- (4) 汚染箇所の特定と消毒の実施

2. 検疫手順の原則

- (1) 事前情報及び状況等から、検疫官は検疫時の感染の可能性についての的確な判断を行

- い、適正な防護措置が図れるよう準備をする。
- (2) 航空機、船舶内へ乗り込む。
- (3) 動揺や混乱を回避するため、乗客、乗員等に対し、迅速かつ十分に説明を実施する。
- (4) 検疫に必要な器具・機材を搬入する。
- (5) 有症者を確認し、診察を行い、検疫感染症の可能性を判断する。また、必要に応じて検体の採取、感染症指定医療機関への搬送を実施する。(下記3の(1))
- (6) 濃厚接触者の特定を行い、感染の可能性を判断する。必要に応じて停留を実施する。(下記3の(2))
- (7) その他の乗客、乗員への感染の可能性を判断し、必要に応じて健康監視を実施する。(下記3の(3))

3. 危険度別対応

- (1) 検疫感染症に感染したおそれがあり隔離、停留する者。

隔離又は停留の対象となる検疫感染症に感染したおそれがあると判断された者は、速やかに感染症指定医療機関へ搬送する。当該有症者等に対して、実施する検疫措置に関して事前に詳細に説明すること。

感染したおそれがあると判断された者の搬送中の汚染の拡大防止に十分に注意し、医療機関への引き渡し時においても搬送を担当する職員の除染に留意すること。

- (2) 検疫感染症に感染した恐れはあるが停留を要しないと判断された者

同行した家族及び友人等、渡航中行動をとともにした集団・添乗員、搭乗(航行)中に世話をした乗務員(乗組員)、機内(船内)において一定距離内に着座していた者等で停留されない者については、健康監視で対応する。

- (3)(1)、(2)以外の同乗者について

(1)、(2)以外の同乗者について感染の疑いが否定できない場合は、健康監視とし、健康監視を指示した場合、当該者の居所の所在地を所管する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては市長又は区長)に通知するとともに、次に示すいずれかの方法により実施する。

- 1) 一定期間の朝晩の体温測定等を指示し、必ず毎日その報告を求める。
- 2) 一定期間の朝晩の体温測定等を指示し、発熱等異常が生じた場合にのみ報告を求める。

4. 消毒

機内、船内等の病原体汚染が考えられる場所や患者の搬送経路等の二次感染を防止するために除染、消毒が必要な区域を特定し、検疫及び搬送終了後、消毒を実施する。消毒薬の選定、消毒方法については、「消毒と滅菌のガイドライン」(厚生省保健医療局結核感染症課監修)に基づき実施すること。

- (1) 汚染区域の区分

現場を、汚染区域、消毒作業準備区域及び非汚染区域に区分し、汚染区域、消毒作業準備区域に担当者以外が侵入しないようにテープ等で区画する。

- (2) 消毒手順

予想される病原体に対して適切な消毒薬、消毒方法を選択し、噴霧機材、消毒用防護服等を準備して消毒作業準備区域に搬入する。消毒担当者は可能な限り2名以上で

行動することが望ましい。噴霧による消毒を行う場合には、消毒薬を噴霧機材にセットし、防護服を着用した後、汚染区域その他消毒が必要な場所の消毒を実施する。消毒は汚染源の周辺部から中央部へ順に実施する。特に航空機内の消毒については、安全性、腐食性等の観点も含めて、事業者等に十分に説明の上で実施すること。

また、消毒薬の噴霧により汚染拡大が考えられる場合は、清拭等、病原体に応じて、適宜判断すること。

5. 職員の健康監視

患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者(以下「患者等」という)に接触した可能性のある職員及び患者等の輸送に関わった職員については、作業終了後十分な除染を行うとともに、必要に応じて当該感染症の潜伏期間の約2倍の間、症状出現の有無等について経過観察を実施する。観察は検疫所の医師により定期的を実施することを原則とするが、必要に応じ、感染症専門医等の協力を得ること。

別 紙

検疫措置に必要となる機材、医薬品等

(1)防護対策用機材

防護服、マスク、ゴム手袋、ゴーグル、キャップ、長靴、シーツ等。

(2)搬送用機材

搬送車、ク リーンチャンバー、アイソレーター、アイソレーションテント、ストレッチャー、担架、車いす等。

(3)医薬品及び救急用医療器材

重篤な患者に必要な医薬品及び酸素ポンプ等の救急用医療器材。

(4)消毒薬及び消毒用機材

消毒薬、噴霧器、マーキングテープ、ハンディースプレー、消毒用バット、消毒用マット、ビニールシート、滅菌袋、 tong、ゴム手袋、スリッパ、バイオハザードシール等。

消毒薬の選定は、「消毒と滅菌のガイドライン」（厚生省保健医療局結核感染症課監修）により実施し、適切な量を準備すること。

(5)通信機材

携帯電話、トランシーバー等。

(6)その他

検疫措置に従事する職員への感染防止を目的とした予防接種、予防内服薬等についても、事前に検討し準備すること。

